

令和5年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年6月13日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前10時32分

議長（今井 清君） おはようございます。これから本日6月13日の会議を開きます。

ここで、市川産業振興課長から発言を求められていますので、発言を許可します。

市川産業振興課長、自席で願います。

産業振興課長（市川 偉君） 昨日、議案第43号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）の提案説明の中で、歳入歳出予算額の総額を20億980万5,000円と説明をいたしました。2億980万5,000円の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

議長（今井 清君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第39号

議長（今井 清君） 日程第1 議案第39号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第40号

議長（今井 清君） 日程第2 議案第40号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第41号

議長（今井 清君） 日程第3 議案第41号 立科町営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第42号

議長（今井 清君） 日程第4 議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） それでは、12ページにあります臨時特別支援事業費についてお尋ねをいたします。

これは住民税非課税世帯の特例給付ということで、3万円が1,000件だということです。国の指定によって、申し込みをしなくてもよい世帯と、今年度になって家計の急変によって対象になる世帯等が同時に含まれる事業だというふうに認識をしています。前の全員協議会の中では、その所得基準については詳細が示されておらず、6月になったらはっきりするだろうというのが課長の答弁でした。

それで、いよいよこれで事業が開始されるわけですが、その詳細明らかになったかと思えますのでご報告をお願いしたいと思うんですが、ぜひ聞かせてください。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

実は、この事業は新規事業でございまして、ただいまおっしゃった事業とは別の事業になります。それで、ただ類似をしておりまして、おっしゃった所得基準というのはホームページに公開をしておいでございまして、世帯構成などによりまして金額が変わってまいります。それは表になっておりますので、住民税非課税相当収入限度額の早見表というふうなことでございます。ですから、一覧表でございまして、そちらをまたご覧をいただきたいかと思えますけれども、そのようなことでこれは目安ですけれども、そういうことで公表をしているところでございます。

この事業に関しましては、昨年の事業ということになります。それで、改めましてこの事業についてご説明をさせていただきたいと思えますけれども、類似はしております。それで今回は、これもやはり国策によりまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額ということの中で、低所得世帯支援枠というものが指定をされてございます。こちらに該当する事業でございまして、名称を令和5年度立科町住民税非課税世帯支援給付金というふうに名称をつけてございます。

対象世帯ですけれども、ただいまご質問のあった昨年の類似する事業に関しましては、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯が対象と。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は対象外。つまり、ほかの世帯の扶養に取られている方は対象から外すと、こういう事業でございました。このところが今回の新規事業は相違をしておいでございまして、今回はこうした方も対象外とはせず、対象に含めると。その根拠は、国の交付金が交付される基準が、令和5年度の住民税非課税世帯数で交付されると。前回はその中の対象外がありましたけれども、今回は対象外というのが指定がございませぬので、それら全て対象とさせていただいて給付をします。今回は制度設計そのものは市町村に任せるとなっておりますけれども、国の交付基準が示されておりますので、それにのっとってこのような給付金事業を計上させていただいたと。

先ほどご質問がありましたのは、それら多くの世帯の分ではなくて、年度途中で家

計急変が発生した場合に、どの程度の所得基準がその該当になるかというご質問でございますので、対象世帯数というのはそれほど多くはないと思いますが、これもまた改めてホームページなどで公表してまいります、基本的には同様の世帯構成、それから所得基準などでそれらの金額を示していくと。それは今後ですけれども、そういう予定でございます。

以上です。

議長（今井 清君） よろしいですか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 今、ご説明をいただいて、これまでの全協で説明されているものとは別物だということ、今初めて分かりました。やっぱりこういうときは、提案説明のときに丁寧にご説明されるべきではないでしょうかと思います。

それで今の説明を受けた上で質問しますけれど、この3万円掛ける1,000件というのは、子供の数ではなく世帯の数だということですね。それがまず一点ね。

それから、令和5年度の住民税非課税と言っても、まだ年度途中なので、それはどうやって把握できるのかなと思うんですけど、私の解釈では令和4年度までの確定申告を受けたときに非課税だった人は当然対象になり、プラス令和5年度に、今年度になってから家計の急変世帯も対象になるというふうに考えてよいのかどうか、それを一つ確認します。

それから、前回の制度設計では扶養者であった世帯は対象にならなかったけれども、今回被扶養になっていても家計が急変したり低所得であれば対象になるということが増えたということであれば、それなりに対象世帯が増えるだろうと思うんですけど、それは何世帯くらいを見込んだ上でこの設計になっているのでしょうか。

ちょっとその低所得者の世帯の支援ということなんだけど、令和5年といってもまだなっているばかりだから、その所得の把握というのは難しいと思うんですけど、前の1月でも前年に比べて所得が減っている人は対象になるんだよという説明だったんだけど、それでもよいのかどうかね。私、ホームページまだ拝見してないので何とも分からないんですけど、これはどういうことなのか、もう少し詳しく、ホームページ見れば分かると言われても、今、初めてそういうふうな新しい制度だということが分かったわけですから、見ている暇もないんですけども、もう少し分かりやすく説明いただけないでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） まず、今回のご説明が今までのものと違うのではないかといったような点にございますけれども、こうした給付金がここ最近立て続けに給付をしております、都度、国の方針が示されてから実施をするまで、非常に短い期間で実施をしてきております。したがって、昨年は主に臨時会で予算を承認をいただいて実施をしてきたと。今回も事前に本来でしたらば全員協議会内でご説明をしたかったところなんですけれども、スケジュール的にその時間がなかったものから、今回提案

をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

それで、内容につきましては、まず世帯数でございます。今回のものは子育て世帯ではなく、住民税非課税世帯ですので、1世帯あたり3万円というのが基準でございます。

それから非課税世帯数の把握でございますけれども、これは基準日が令和5年の6月1日でございます、これが町民税の課税基準日になります。この数が年度途中で税の構成などで変動がある場合があります、確定するのが12月。令和5年の12月時点で住民税非課税世帯に対して、国から交付金が交付されるところになります。そこに家計急変世帯といいますのは、実は今回の交付金の対象にはなっていません。これは、もしそうした世帯がいらっしゃった場合には、町の持ち出しということになります、その世帯に関しては。ただ、その世帯は、昨年の類似している事業でそうした事業が対象であったということで、その辺はやはり同じような給付をしたほうがよろしかろうとこのようなことで、今回も対象というふうにさせていただいているところでございます。

それで、あとその一覧表が掲載してございますのは、昨年の事業に関しての掲載でございます、これからこの事業を実施していくに当たっては、まだ公表してございませんので、ただし所得基準ですとかそういう内容については大体同じであろうと思います。一例を申し上げますと、非課税相当収入とみなされるのが、単身または扶養家族がない場合で93万円、それから障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合には204.3万円というような、今、最大と最小を申し上げましたけれども、そんなふうな条件によりまして表を掲載させていただいているところでございます。というところでよろしいですか。

補足いたしますが、令和5年度の住民税課税世帯は、所得すれば令和4年分の所得でございます、令和4年分の申告によりまして3月末までに申告が完了していると思います。それが、6月にそれを基にして町税を課税すると、こういう流れになっておりますので、内容とすれば令和4年度の所得の内容によりまして5年度の町税の非課税かどうかを判定すると、こういうふうな流れになってございます。

以上でございます。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 説明で、かなり分かりました。

ここに予算化されているのは全額国庫の場合ということで、そうすると家計急変世帯の場合は全額町の持ち出しになるけれども、それについてはまだ予算措置はされていないというふうに理解でよろしいですかね。

それで、その場合でも名目が電気・ガス・水道などの物価高騰に対応する救済策だというふうに受け取れると思いますので、これはぜひそこまで広げていただきたいと思いますが、今、4年度の所得に対して課税、非課税が分かるわけですから

も、家計急変というのは4年度のときは課税であっても、今年になってから一層深刻な事態が起こり得るということも含めて、ずっと前の制度設計では、1月でも前年度比べて落ち込んだ場合には対象になるよというような説明もありましたよね。ぜひそこらへんも踏まえて、物価高騰に対応するために、幅広く救済ができるような柔軟な対応をぜひお願いしたいと思いますが、そこだけ確認させてもらってください。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） おっしゃいますように、家計急変世帯等に関しましては、昨年のものを参考にしまして、今年も同様の趣旨で実施をしてみたいというふうに思っております。

それで、対象世帯数ですけれども、昨年のものは合計700世帯ほどでした。そのうちの家計急変は1世帯ということでございます。これが何世帯あるかどうかは今年分かりますけれども、全体の予算とすれば、それほど影響がないというふうに考えております。

今年の見込みは、昨年の対象外が外れるといたしますか、そういったことで、1,000世帯を予算的には見ております。

ただ、実際には電算のシステムを改修しまして、対象世帯を抽出をしませんと分かりませんので、1,000世帯が最大であろうということを見込んでおまして、これは交付金の収入と支出も合わせまして、12月に確定をしたところで、年度内に清算をしていくというふうなことになるかと思っております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございませんか。7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 7番。議案書20ページをお願いいたします。

教育費の2目学校施設費についてでございます。説明欄、番号が10061修繕料についてお尋ねします。

こちら提案理由の説明の中でブランコ2基の修繕というふうなご説明があったかと思っておりますけれども、こういった設備、遊具などの場合、通常の使用で不具合が発生した場合、無料で修理できる期間、いわゆる保証期間というようなものは、あるのか、ないのか。あるとすれば、その期間はどのくらいなのか、お尋ねします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

今、期間というのはご質問いただきましたが、まず2基のうち、今回の2基につきましては、立科小学校の低学年棟の前庭に設置されているブランコであります。1年生側の大型の二人乗りのブランコにつきましては、平成27年8月15日に設置されたものでありますので、8年前ということですが、2年生側の中型二人ブランコ、こちらが今、禁止になってるんですが、こちらを調べましたが、学校の備品台帳にもなく、平成12年度まで私のほうで書類を確認しましたが、ありませんので、もう20年以上経過

しているということであります。

したがって、保証期間とかそういったレベルではなくて、更新、あと修繕が必要であると。

これにつきましては、専門業者に毎年度、遊具の定期点検を行っていただいております。その中で、もう危険であるという判定を受けましたので、現在2年生側のブランコにつきましては使用を禁止しております。1年生側の大型の二人ブランコにつきましては、つり金具と着座板がもう劣化しておりますので、修繕していききたいというものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 7番。それでは確認をいたします。

該当する2基のブランコについては、相当古いもので修繕が必要だということはおわかりましたが、現在新しく設置する場合に保証期間というようなものがある契約をされているのかどうか、その点お尋ねしたいです。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えします。

ここで予算を認めていただきまして、入札を行いまして、その後契約を行いまして、そこで分かることですので、この場ではお答えできません。

以上です。

議長（今井 清君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

◎日程第5 議案第43号

議長（今井 清君） 日程第5 議案第43号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第44号

議長（今井 清君） 日程第6 議案第44号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 請願第2号～日程第13 陳情第6号

議長（今井 清君） 日程第7 請願第2号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延長を求める請願書、日程第8 陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書、日程第9 陳情第2号 国保制度の改善を求める陳情書、日程第10 陳情第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書、日程第11 陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書、日程第12 陳情第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書及び日程第13 陳情第6号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情の7件について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。意見はありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） この場ですか。

議長（今井 清君） 自席でお願いします。

9番（村田桂子君） それでは、3つの陳情について賛成の意見を申し上げます。それから、あと2つについては、委員会審査のときに審査の後で申し上げます。

陳情4号、5号については、全面的に賛成です。

それでは意見を申し上げます。

1番、国保制度の改善を求める陳情書について、賛同の意見を申し上げます。

この陳情は、佐久地区社会保障推進協議会より提出されたもので、立科町の状況を詳しく述べています。すなわち、国保税の高さは県下77市町村のうち68番目とそう高くはないものの、立科町の国保加入世帯の所得と比べると13.4%と、所得の1割を超えていることを指摘しています。しかも、国保税は所得の低い家庭ほどその負担割合が重いという逆進性を持っています。その最大の原因は、憲法などが給与の8.2%というように所得だけを算出基準にしているのに比べ、国保税が頭割りにかかる均等割や世帯にかかる平等割といった、所得ゼロでも必ずかかるという国保税の構造的な仕組みに欠陥があると考えます。

したがって、協会健保に比べ、立科町では1.78倍もの高い保険料になると書かれています。さらに、一旦は10割全額支払わなければならない資格証の発行が当町で3世帯、1か月、3か月、6か月などの短期保険証が25世帯、うち1か月の保険証は何と8世帯と、具体的に示されています。お金がなくて保険税が払えないのに、窓口で全額払えるわけがありません。まさに弱い者いじめの仕打ちではないでしょうか。

陳情では、医療の必要性があることと財産がないということを特別の事情と判断して、通常の保険証を交付すべきと指摘し、神奈川県国保運営委員会の方針に書かれていると書かれています。

町議会の委員会審査では、こうした指摘を踏まえて、当町の実態を全県の状況とも

比較しながら、ぜひつまびらかに明らかにしてほしいと思います。

保険証がなくて、あるいは全額払うお金がなくて医療にかかれず、健康を悪化させて命を失うことがないように、議会でもぜひ審議し、国にも町にもものを申し上げてほしいと思います。

全国知事会や全国市長会でも、国による1兆円の公費投入を求めています。当町でも基金や常用金を活用して国民健康保険税の引下げをし、事情のある住民にこそ通常の保険証を渡して医療へアクセスができる温かい町となるよう、議会が住民の声を代弁してものをお願いと強く願い、意見表明とします。

続いて、介護保険制度の改善を求める陳情書についても賛同の意見表明をします。

この陳情は、佐久地区社会保障推進協議会から提出されたもので、介護保険制度に関わるこの間の変遷と、今後政府が企図しているいくつかの改定案についての懸念を表明し、その改善を求めるものと認識をし、共感して賛成します。

この間、介護保険料は、3年ごとに上がり続けてきました。特に65歳以上の高齢者からは、年金からの否応なしの特別徴収という名前の強制引落しで、高齢者は年々削られる年金とともに高い介護保険料の引落しにより、生活を脅かされています。特に立科町の保険料は県下でも高いほうに位置し、高齢者から嘆きの声が多く寄せられています。その上、特養などの施設利用に当たって、昨年8月より食費、部屋代などが値上がりし、人によっては1万円以上高騰したとお話もあり、高い保険料を引き落としされた上、利用料負担も重くなるばかりの現状を考えると、もはや負担は限界と言える状況です。

しかも政府が今後意図しているのは、1、ケアプラン作成の有料化、2、要支援外しにとどまらず、今度は要介護1にも介護保険制度から外して、市町村の責任に帰す総合事業に移そうとしていること、3、無料だった多床室も有料化するなど、一層の負担増ばかりです。

また、立科町でも介護福祉士の不足により、せっかくあるベッドが活用できず、入所希望があるのに受け入れられないという深刻な状況が長く続いていると言います。それというのも、介護福祉士の待遇がこのケア労働の厳しさに比べ、全産業よりも平均して9万円も安いと言われているほどの安さにあります。政府の改善策も、僅か9,000円の引上げで、しかもケアマネ、訪問介護士は対象外です。

介護に従事するあらゆる職種で、給与などの待遇改善を進め、十分な人的配置を保障しなければ、慢性的な人手不足は解消されません。国の負担割合をかつてのように2分の1に引上げ、町からも介護施設への運営費補助を増やして、あるいは利用者への補助を増やして、歳をとって体が動かなくなっても安心して歳がとれる町、国にしなければならない、そう強く感じます。そのことは、他人事ではない近い未来であることを、私は自分事として考えたいと思います。

よって、この陳情趣旨に全面的に賛同し、意見の表明を終わります。

議長（今井 清君） ほかに意見はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案……。〔（議長、すみません。暫時休憩をお願いします）の声あり〕 暫時休憩とします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時31分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 本日の議事日程、それから議案の付託表でございますけれども、まず請願第2号、日程第20の請願第2号の請願そのものの名称が間違っておりました。「実施延長」ではなく、「実施延期」を求める請願書でございますので、請願書の本物をちょっとご覧いただきたいと思いますが、請願の内容は消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願書でございますので、議事日程それから議案付託表の「延長」を「延期」に修正をして、審議のほうに移っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（今井 清君） それでは、ただいまの箇所を修正していただいて、審議をお願いします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案、請願及び陳情については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思っております。ご異議はありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午前10時32分 散会）